

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○公共測量の終了(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一

○基本測量の終了……………(同)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

○令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)……………三

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三

告示(下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等…………………………五

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

告示

東京都告示第七百九十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 国分寺市東元町二丁目、東元町三丁目、東元町四丁目、南町二丁目及び南町三丁目各地方内

四 測量の期間 令和三年六月十四日から令和四年三月十八日まで

東京都告示第七百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 立川市錦町五丁目、錦町六丁目、国立市青柳一丁目、青柳二丁目、青柳三丁目、矢川三丁目及び谷保各地方内

四 測量の期間 令和三年七月十三日から令和四年三月七日まで

東京都告示第七百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 東村山市恩多町二丁目、東久留米市柳窪一丁目、柳窪二丁目、柳窪四丁目及び柳窪五丁目各地方内

四 測量の期間 令和三年十二月十四日から令和四年三月九日まで

東京都告示第七百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 小平市鈴木町一丁目、鈴木町二丁目及び喜平町三丁目各地方内

四 測量の期間 令和三年六月十六日から令和四年二月二十一日まで

東京都告示第七百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二

項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(国土広域情報修正測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第七百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

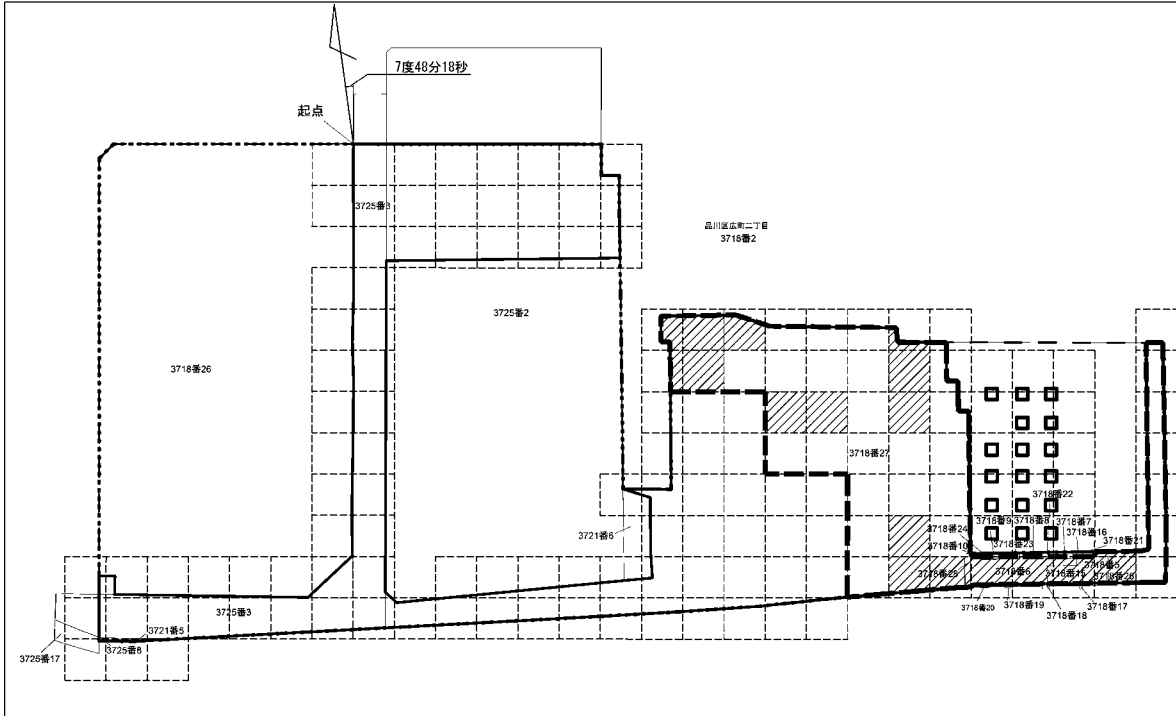
令和四年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 筆境界
- - - : 敷地境界
- ⋯⋯⋯ : 土地の形質の変更範囲
- : 調査対象地
- : 今回調査対象地
- - - : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点の位置はX=-43386.074, Y=-9092.850とする。(調査対象地の最北端とする。)
 座標は、測量法(昭和24年法律第186号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(7度48分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)に関する令和四管理年度(令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

特定水産資源
 の名称
 知事管理区分
 知事管理漁獲可能量

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 三五・二トン
 (大型魚) 漁船等漁業
 東京都くろまぐろ ○・五トン
 (大型魚) 定置漁業

●東京都告示第七百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十六日

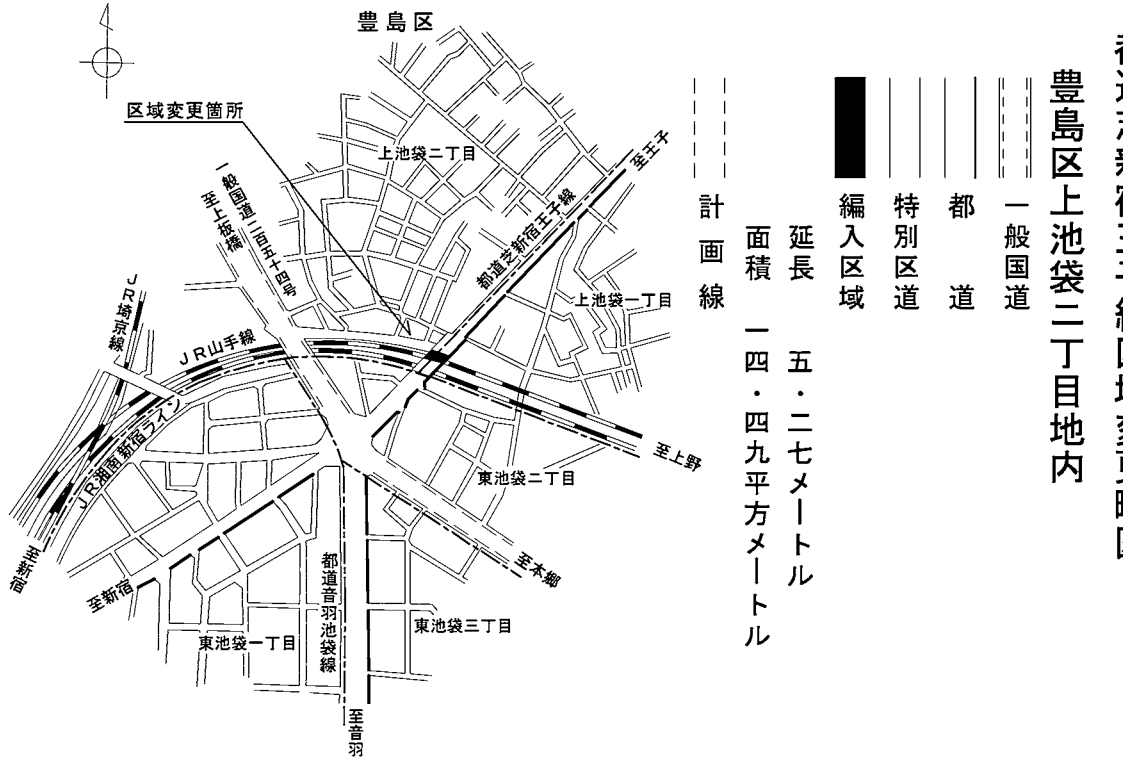
東京都知事 小池 百合子

一 路線名 芝新宿王子
 二 変更の区間 豊島区上池袋二丁目六番三地先
 三 変更の概要 別図表示のとおり

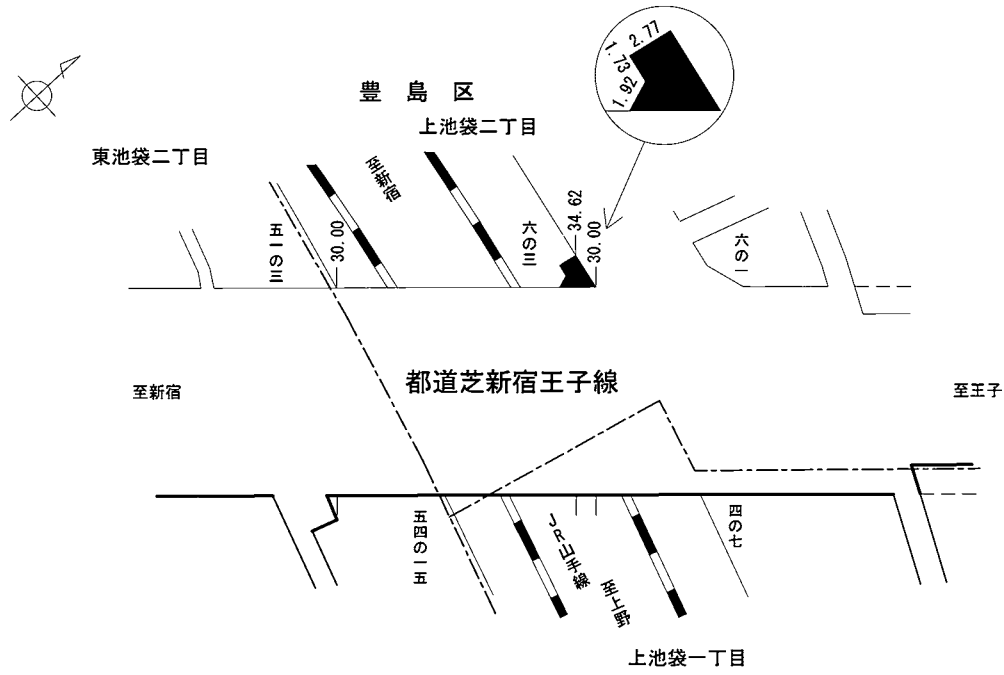
別図

都道芝新宿王子線区域変更略図

豊島区上池袋二丁目地内



延長 五・二七メートル
面積 一四・四九平方メートル



告示 (下水)

●東京都下水道局告示第七号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、中部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十六日

東京都下水道局長 奥山 宏二

一 供用及び処理開始年月日 令和四年六月三日

二 下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 港区港南一丁目二番二十八号 芝浦水再生センター

別表	区名	町名	街区符号又は地番
	港区	港南一丁目	三番
		全部告示区域	

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市日吉町二丁目二十一番一の一、同番一地先及び二十二番五の一 福生市加美平二丁目十四番一 株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

調布市小島町三丁目七十二番五から同番八まで、同番十三及び同番十四 渋谷区初台二丁目四十七番一 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子 一郎

清瀬市下宿二丁目三百九十三番及び四百十番二十一 港区高輪三丁目二十二番九号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥

府中市紅葉丘三丁目五十二番二、同番二地先、同番三、同番五十五及び同番六十 株式会社ライン企画 代表取締役 齊藤 誠治

東村山市廻田町三丁目二十四番四及び同番五の各一部、同番六並びに同番二十三 (第一工区) 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

小金井市東町三丁目三十九番五及び五十八番二 立川市錦町二丁目四番三号 株式会社ライズウエル 代表取締役 渡邊 裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に (一) 氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二) 住所 (団体にあっては所在地) (三) 意見を述べる理由 を記載した書面を添えて、令和四年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するように提出してください。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 三越新宿アルタ館

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十四番三号

三 設置者名 ダイビル株式会社

四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三十二号

五 変更前の設置者の代表者名 園部 俊行

六 変更後の設置者の代表者名 丸山 卓

七 変更日 令和四年四月一日

八 届出日 令和四年四月十九日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙の3割以上をリサイクルしています。